

第10回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

日時：平成16年2月28日（土）

午後1時30分から

場所：西牟婁振興局 4階 大会議室

1. 開 会

委員長あいさつ及び前回議事録の確認

2. 議 題

1) 紀南地域の廃棄物に係る適正処理推進方針（案）について

2) その他

3. 次回検討委員会の開催について

4. 閉 会

紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針（案）

平成 1 6 年 月

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、紀南地域廃棄物処理促進協議会の諮問機関として、平成15年4月24日に設置され、紀南地域（御坊市、田辺市、新宮市、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡）における廃棄物処理のあり方について検討を行ってきました。

検討に当たっては、県や紀南地域の市町村、産業界の取り組みの経緯と現状を踏まえつつ、地域内の廃棄物処理状況等に関する調査を実施するとともに、産業界、処理業界、地元自治体の方々へのヒアリングなどによって実態把握に努めてきたところで

す。

紀南地域の廃棄物処理の実態は、県が平成15年3月に策定した和歌山県廃棄物処理計画に示されているとおり、地域内に処理施設が不足しており、県外に処理を依存している状況にあります。

しかしながら、検討委員会では、施設整備の議論を優先せず、循環型社会形成推進基本法の考えに基づき、発生抑制・排出抑制、減量化・資源化、適正処分の順に、情報公開を徹底しながら、議論を進めてまいりました。

本報告は、これまで開催した検討委員会の議論を基に、紀南地域の住民、事業者、行政が今後取り組んでいくべき基本方針を中間報告として取りまとめ、住民説明会の開催及び住民意見の募集を行い、さらに検討委員会での議論を加え、報告書として提案するものです。

検討委員会では、この報告書が基本理念にもある「100年経っても美しい紀南」を合い言葉に、紀南地域の住民、事業者、行政が一体となって取り組む際の基本的な方針となることを願っております。

平成16年 月 日

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会
委員長 橋本卓爾

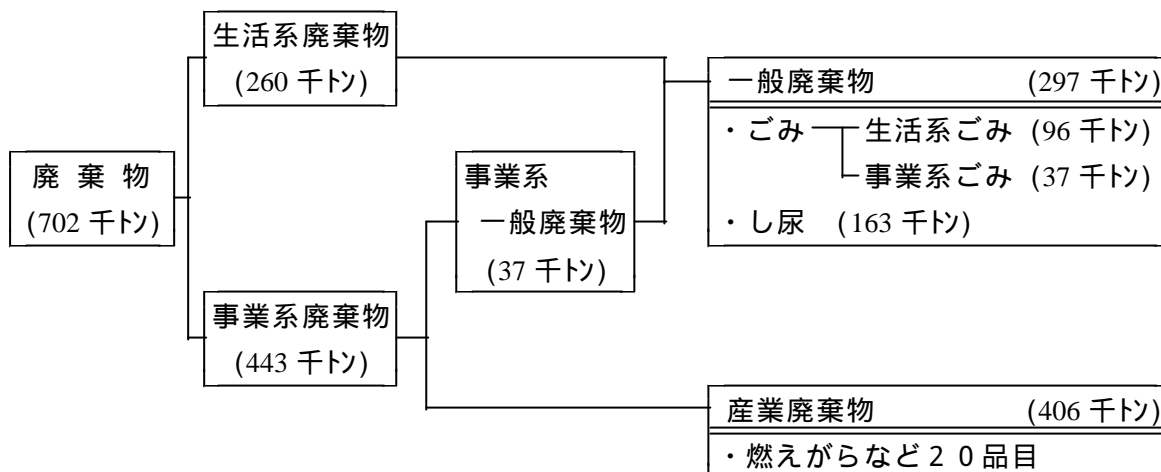
目 次

第 1 章	紀南地域における廃棄物処理の問題点と検討方向-----	1
1.	紀南地域における廃棄物処理の概要-----	1
2.	生活系廃棄物の状況-----	2
3.	事業系廃棄物の状況-----	3
4.	処理施設の状況-----	5
5.	問題点を踏まえた検討の基本的方向-----	7
第 2 章	適正処理のための基本方針-----	8
1.	基本理念-----	8
2.	行動指針-----	8
3.	6つの具体的取り組み-----	8
4.	進捗管理・情報交流体制-----	9
第 3 章	6つの具体的取り組み-----	10
1.	発生抑制、排出抑制への取り組み-----	10
2.	地域内での資源化品目の統一-----	14
3.	ごみ処理の有料化を広域的に実施-----	17
4.	事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化-----	19
5.	中間処理施設の活用・確保-----	20
6.	最終処分場の確保-----	23
第 4 章	進捗管理・情報交流体制-----	25
1.	推進体制-----	25
2.	最終処分場を整備・運営する事業主体の機能について-----	25
3.	第三者機関の設置-----	26
	紀南地域における廃棄物処理のイメージ-----	27
参考資料		
資料 - 1	紀南地域廃棄物適正処理検討委員会設立の経緯-----	30
資料 - 2	紀南地域廃棄物処理促進協議会の組織の概要-----	31
資料 - 3	紀南地域廃棄物適正処理検討委員会開催状況-----	32
資料 - 4	適正処理方針の対象地域-----	33

第1章 紀南地域における廃棄物処理の問題点と検討方向

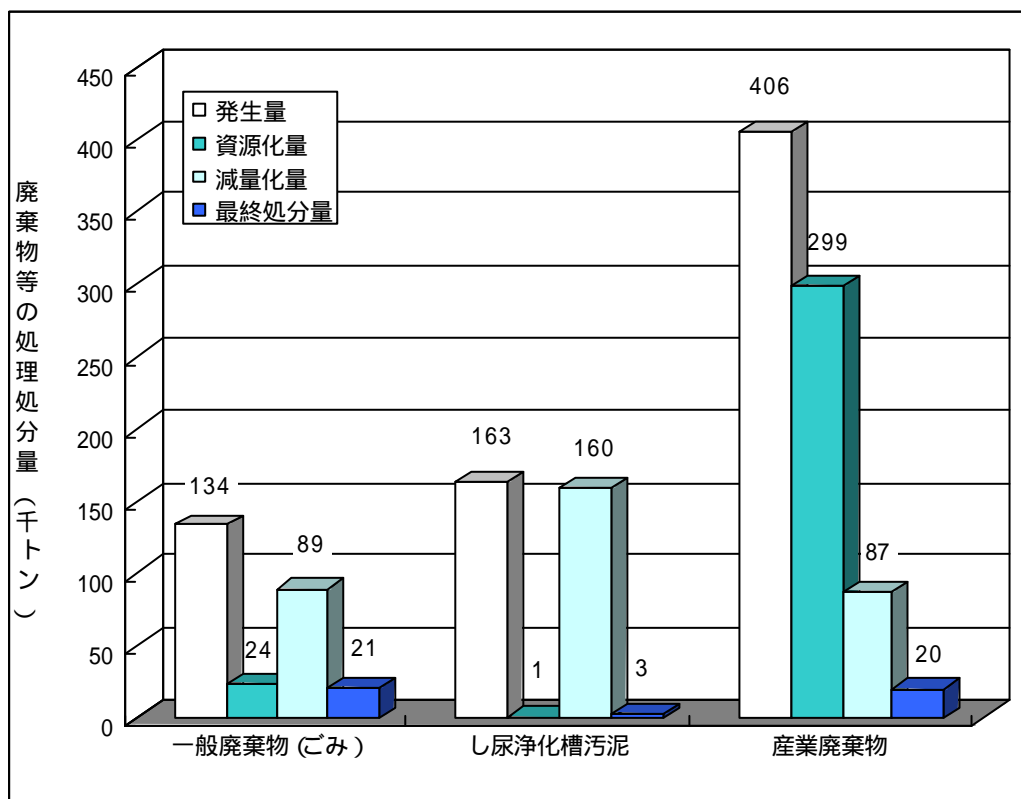
1. 紀南地域における廃棄物処理の概要（平成13年度実績）

（1）各廃棄物の発生状況



千t未満の数値を四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

（2）発生量と処理処分の状況

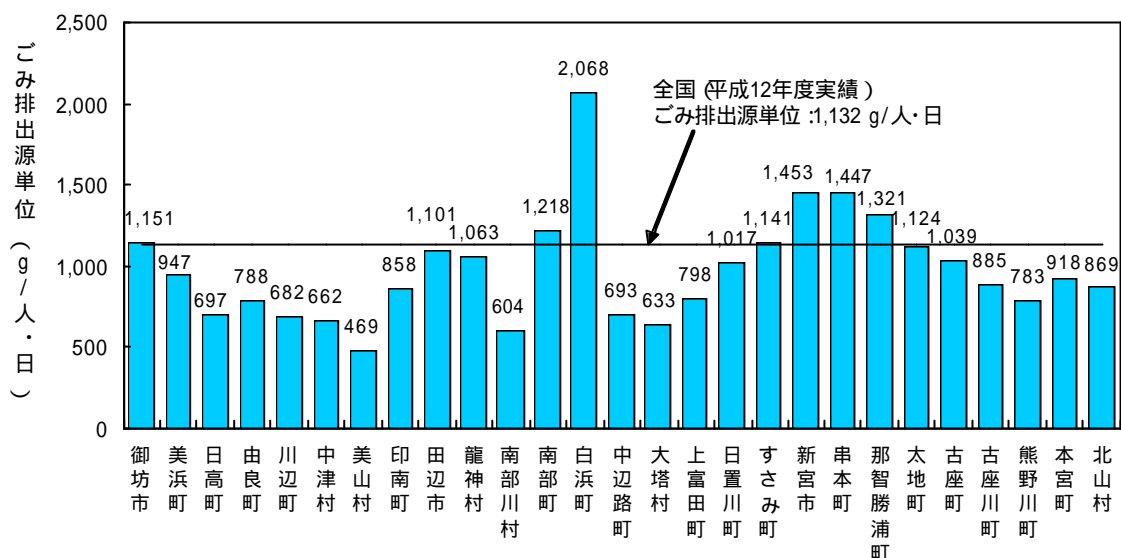


2. 生活系廃棄物の状況（平成13年度実績）

生活系廃棄物に係る問題点

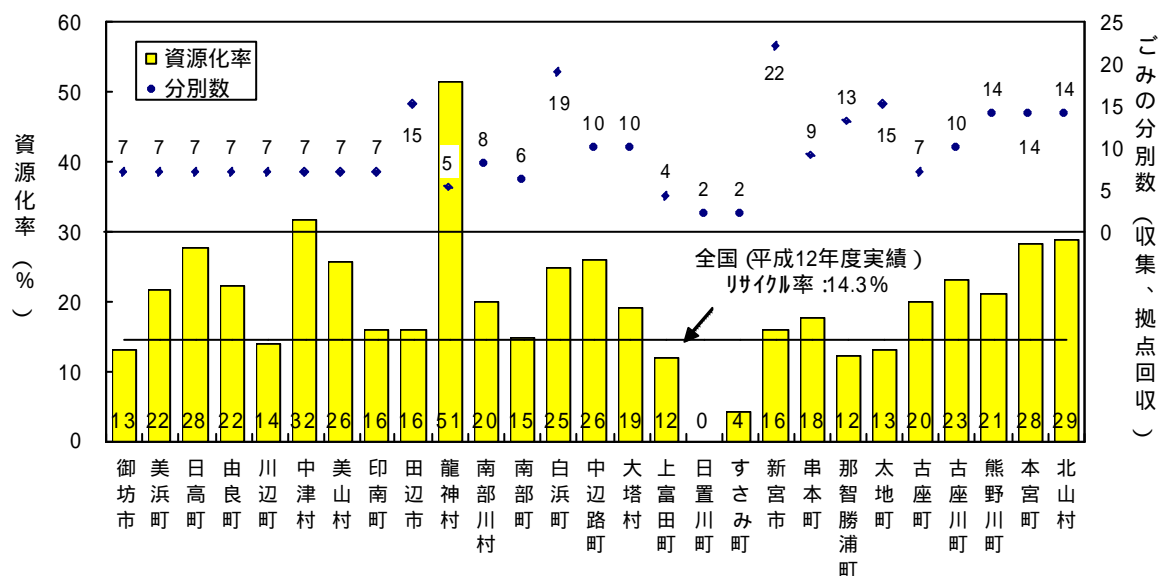
- ・分別収集の進んでいる市町村と進んでいない市町村の格差が大きい。
- ・市町村間で、一人一日あたりのごみ排出量の格差が大きい。

（1）市町村別のごみ排出原単位



- 1) 排出原単位：住民1人が1日あたりに排出するごみの量
- 2) 白浜町は観光産業に由来する事業系ごみが多いため、ごみ排出原単位が高くなっている。

（2）市町村別資源化率とごみの分別数



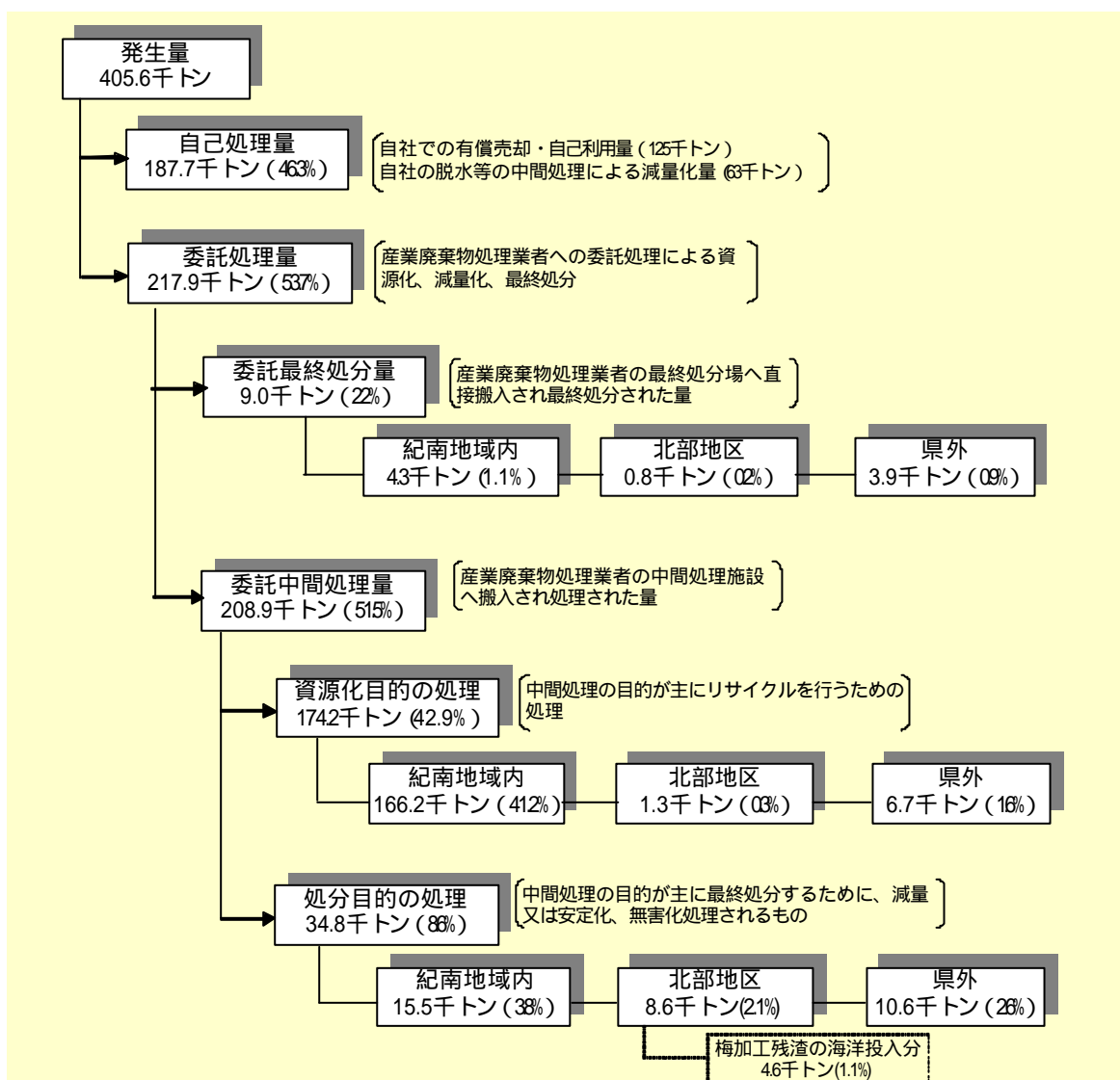
- 1) 資源化率：市町村が資源ごみ等の収集や集団回収により資源化した割合
- 2) 全国のリサイクル率：ごみの総処理量と集団回収量に対して、総資源化量の割合

3. 事業系廃棄物の状況（平成13年度実績）

事業系廃棄物に係る問題点

- ・地域外で無害化又は資源化されているものが多い。
- ・当地域特有の梅加工に伴う廃棄物処理技術が確立されていない。
- ・事業系廃棄物と生活系廃棄物の区分が不明確で、中小事業者から排出される事業系廃棄物がきちんと分別されないまま、市町村の一般廃棄物処理施設に持ち込まれ処理されている。

（1）産業廃棄物の処理処分の状況



(2) 種類別処理の状況

廃棄物の種類		状 況
有機性汚泥	下水道汚泥	特に課題は見あたらない(事業主体である公共団体が対応)
	製造業	地域内の肥料リサイクル業者を活用した資源化が可能。資源化できない性状の汚泥については、県外の脱水又は固化処理業者を活用した減量化処理が可能
紙くず		地域内の紙リサイクル業者を活用した資源化が可能
木くず	建設業	地域内の燃料、製紙用チップ、床下調湿木炭、パーク等のリサイクル業者を活用した資源化が可能
	製造業	地域内の堆肥化、燃料、製紙用チップ、床下調湿木炭、パーク等のリサイクル業者を活用した資源化が可能
動植物性残渣	梅加工残渣	様々なリサイクルに取り組んでいるが、大量かつ安定したリサイクルが確立されていない。現在、行っている海洋投入処分の早期脱却を目指しリサイクル型の処理システムの構築を図る必要
	食肉加工残渣	県外の飼料リサイクル業者を活用することで、現状どおりの資源化が可能
家畜ふん尿		自社の堆肥舎施設を活用した堆肥化等又は農地還元による資源化が可能
無機性汚泥	建設汚泥	公共自ら工事発注段階でのリサイクル業者の選定などを行うことにより計画的なリサイクルが可能
	上下水道	特に課題は見あたらない(事業主体である公共団体が対応)
	製造業等	県外の脱水又は焼却処理業者を活用することで適正な処理が可能
廃酸・廃アルカリ		県外での中和又は焼却処理業者を活用することで適正な処理が可能
ガラス陶磁器くず		地域内の骨材再生業者やカレット回収業者を活用することで資源化が可能
がれき類		地域内の骨材再生業者を活用することで資源化が可能
金属くず		地域内の金属回収業者を活用することで資源化が可能
廃プラスチック	農業系	農協等が行う回収システムを活用することで資源化が可能
	その他	地域内の選別業者を活用することで資源化が可能
廃油類		北部及び県外の燃料等のリサイクルを活用することで資源化が可能
感染性廃棄物		北部及び県外の焼却処理等の無害化処理業者を活用することで適正処理が可能

[地域内リサイクル事業者の減量化・資源化推進方策]

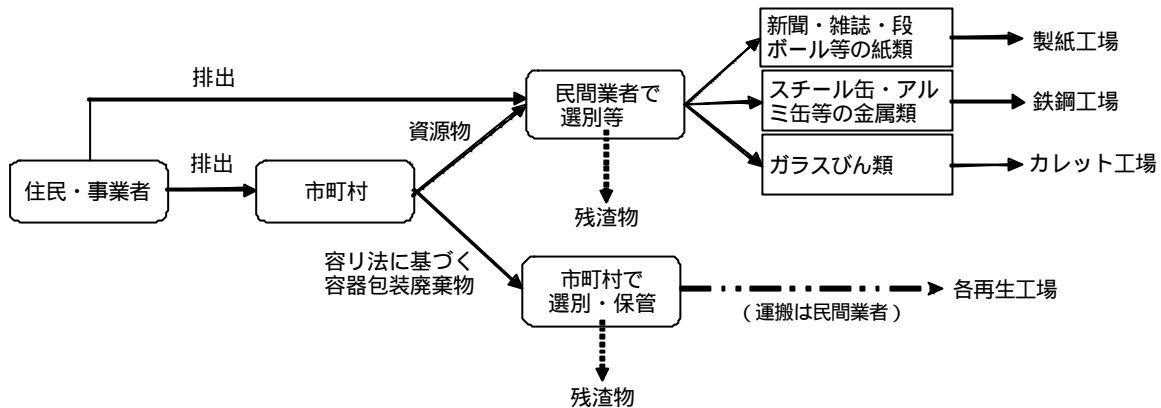
廃棄物の種類	減量化・資源化の方針
資源化・減量化残渣	リサイクルの拡大により、処理残渣(リサイクル不適物)の増加が懸念されることから、その削減を図る対策が必要。また、現在大半が県外処理されている処理残渣(リサイクル不適物)を処理する施設の確保に取り組む必要
木くずの破碎、チップ化、炭化	性状によっては、リサイクルするための破碎等の前処理に処理費用が掛かることから、リサイクルに係る適正な処理コストの負担の啓発が必要

4. 処理施設の状況（平成13年度実績）

処理施設に係る問題点

- ・地域内に資源化施設があるにもかかわらず、十分に活用されていない。
- ・リサイクルプラザなどの資源化施設が整備されていない市町村が多い。
- ・最終処分機能が不足しており、減量化・資源化残渣の処分を県外に依存している。

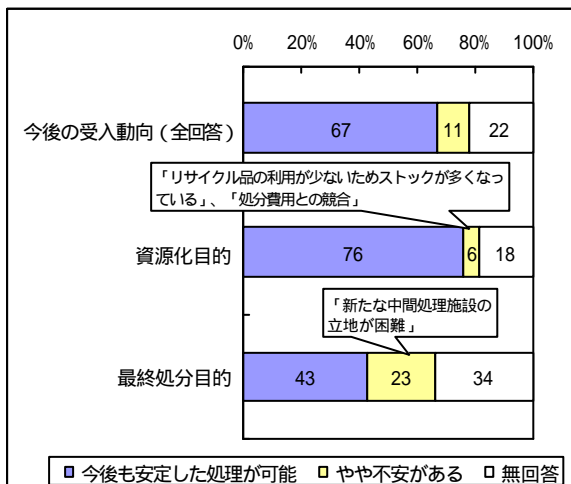
(1) 紀南地域における資源ごみの流れ



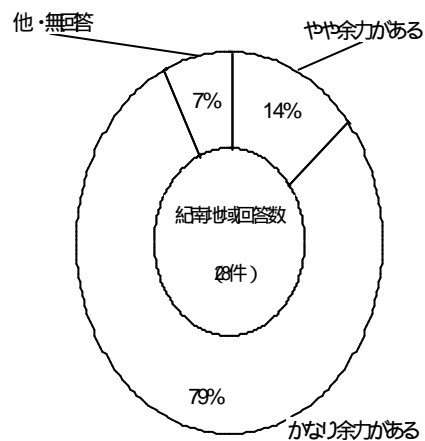
市町村は、収集した資源ごみをリサイクル業者に引き渡し
 リサイクル業者は、資源ごみを再生工場の求める品目を選別し、圧縮
 リサイクル業者が選別・圧縮する際、処理残渣（リサイクル不適物）が発生しているが、これらのほとんどは県外で埋立処分

(2) 民間処理施設の受け入れ状況

【全施設の状況】

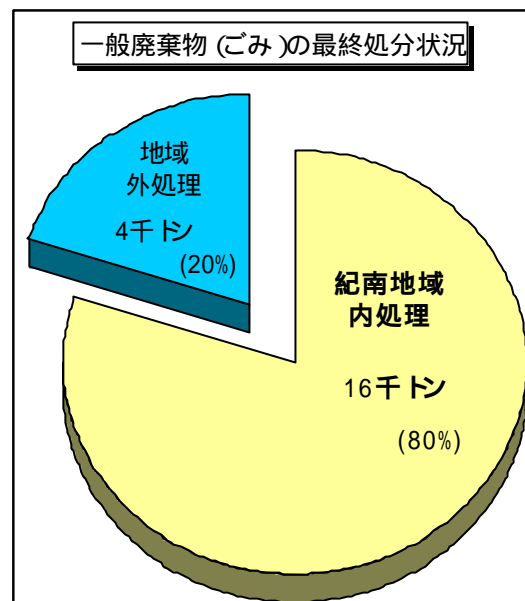
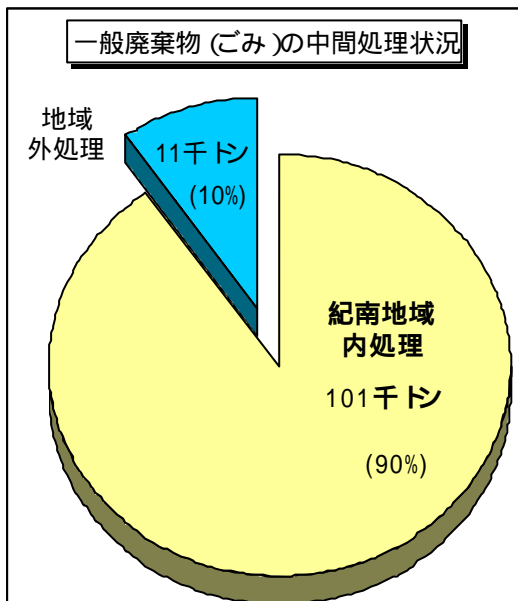


【紀南地域の状況】

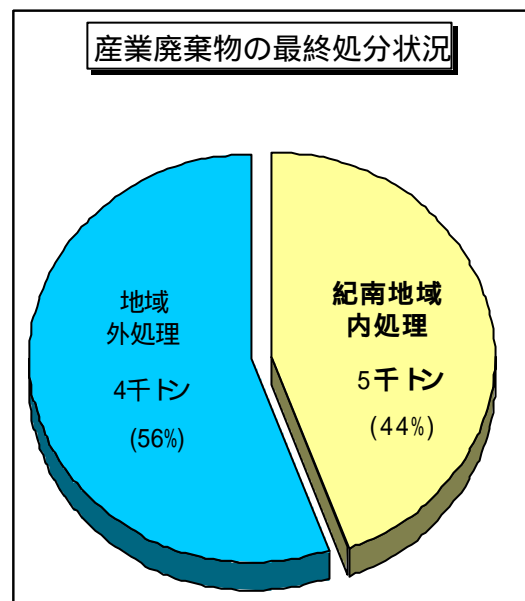
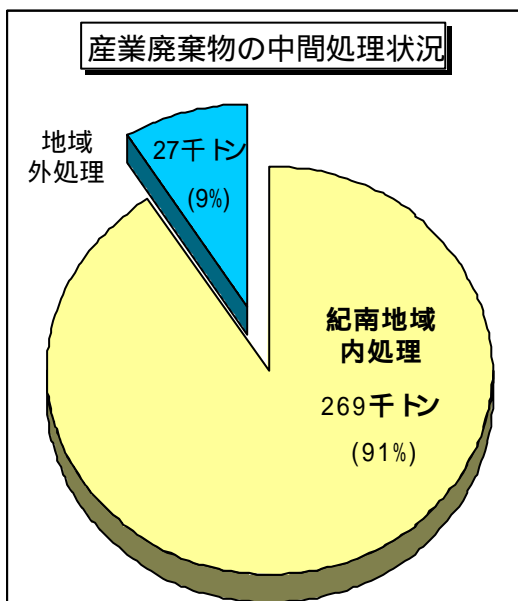


回答数は、廃棄物別の回答数である。

(3) 一般廃棄物の地域外処理の状況



(4) 産業廃棄物の地域外処理の状況



本図においては、地域外で中間処理された後の残渣の最終処分量は含まない。そのため3ページの最終処分量(中間処理後の残渣の処分量を含む)とは数字は合わない。

5. 問題点を踏まえた検討の基本的方向

これまで示してきた問題点、そして県が平成15年3月に策定した和歌山県廃棄物処理計画を考慮し、紀南地域における廃棄物の適正処理を検討する基本的な方向は以下の2点とした。

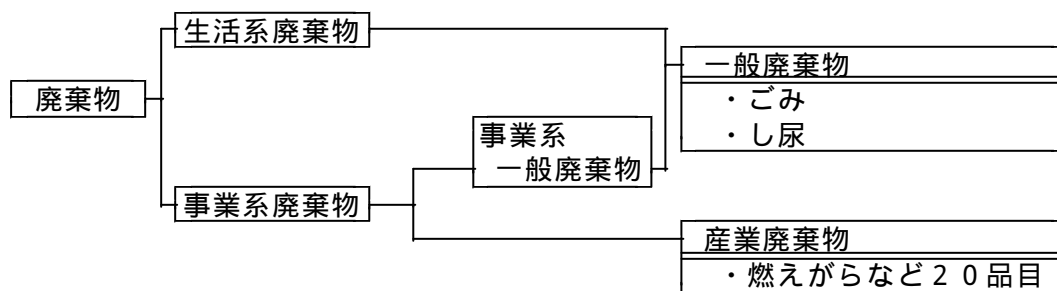
生活系廃棄物、事業系廃棄物ともに共通した課題が多いため、一体的に検討する。廃棄物の処理主体である事業者や町村の規模が小さいため、事業者、市町村及び県が連携して検討する。

(和歌山県廃棄物処理計画抜粋 17頁)

当該地域の産業廃棄物の排出量は県全体の約1割にすぎないが、管理型等の最終処分場が立地していないことから、管理型廃棄物の最終処分は県外に依存している。また、焼却等により減量可能な可燃性廃棄物についても中間処理の多くを県外に依存しており、最終処分、中間処理ともに県外処理に依存している状況にある。

当該地域については一般廃棄物の最終処分場も不足していることから、ごみ処理施設の集約化と連動し、一般廃棄物と産業廃棄物の併せ処理も視野に入れ、処理施設の確保を検討する。

注) 本方針においては、廃棄物を生活系廃棄物と事業系廃棄物に分類している。



第2章 適正処理のための基本方針

1. 基本理念

「100年経っても美しい紀南」

地球は今、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済活動により、資源の枯渇や温暖化をはじめとした深刻な環境問題に直面している。

我々は、「地方から地球環境の再生」を最終的な目標として、まず、この豊かな緑と水に恵まれた紀南地方を後世に継承することから取り組むこととし、この地に暮らす住民、事業者、行政それぞれが自らの役割を果たしながら、連携、協力し、この地域における持続的な発展が可能な資源循環型社会システムを構築する。

2. 行動指針

連携 - 住民、事業者及び行政が連携して取り組む。

統一 - 地域内での取り組み内容や目標を統一して取り組む。

管理 - 住民、事業者及び行政が、目標に向かって取り組む際に、その進捗を的確に管理する。

3. 6つの具体的取り組み

(1) 発生抑制、排出抑制への取り組み

住民、事業者、行政は、それぞれの自己責任を果たし、又連携しながら、廃棄物の徹底した発生抑制及び排出抑制を行う。

(2) 地域内での資源化品目の統一

資源化する品目の統一化を進め、地域全体で効率的な資源化の拡大を図る。

(3) ごみ処理の有料化を広域的に実施

ごみ処理の有料化を広域的に実施し、排出抑制を進める。

(4) 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化

事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化し、事業系廃棄物の発生抑制や排出抑制、資源化を推進する。

(5) 中間処理施設の活用・確保

廃棄物の種類に応じ、その環境負荷や安定性、経済的合理性等を勘案しながら、処理施設の活用・確保を図る。

(6) 最終処分場の確保

生活系廃棄物及び事業系廃棄物とも、発生抑制、排出抑制を徹底し、残された廃棄物について減量化、資源化を進めるため、処理残渣を適正に処理するための最終処分場を地域内に確保する。

4 . 進捗管理・情報交流体制

取り組みを進めるため、進捗管理及び情報交流機能を有する推進体制を地域内に整備する。

第3章 6つの具体的取り組み

1. 発生抑制、排出抑制への取り組み

我々が生活や経済活動を営む上で、廃棄物は発生するが、この廃棄物に対する発生抑制や排出抑制の取り組みは、従来、住民、事業者、行政が個別の判断で行ってきたために、その効果は少なかった。

しかしながら、循環型社会の構築を目指し、その取り組みを確実かつ効果的に行うには、製造段階から排出段階に至るまで、住民、事業者、行政が一体となり、それぞれの自己責任を果たし、生活スタイルの見直しも考えながら取り組むことが必要である。

なお、発生抑制や排出抑制は、拡大生産者責任の考え方に基づき、製造者や販売者などの事業者が率先して取り組むべきところであるが、制度面での対応が遅れているのも事実である。このため、国等に対しては、法の整備や見直しを求めていくとともに、地域でデポジット制度やレジ袋の有料化の導入を目指し、検討していくものとする。

(1) 住民の役割

生活スタイルを見直し、「買い物」の段階から工夫するなど、一人一人が自らの責任を自覚して実践することが必要である。

買い物の段階での工夫

家庭からのごみの排出を抑制するためには、まず「買い物」の段階から行動する必要がある。使い捨ての商品は出来るだけ買わないなど、ごみになりやすい物は買わない。また、明らかに不用となるような粗品などは、受け取らないという行動も必要である。

買い物かごやマイバックを持参する。
使い捨ての商品は、出来るだけ買わない。
詰め替え可能なものを利用する。
バラ売り、量り売り商品を積極的に購入する。
過剰な包装商品の購入は、出来るだけ買わない。又は過剰な包装を断る。
レンタル製品を上手に活用する。

消費の段階での工夫

消費の段階では、破損したり、故障した家庭用品（製品）などは、出来るだけ修理をして、長く使用することもごみを少なくする工夫の一つである。

また、一般家庭から出るごみを見ると、その約3～4割を生ごみが占めていると言われている。一人一人が生活スタイルを見直しながら、生ごみを減らす工夫を実践することも大切である。

修理をして長く使用する。
再利用、再活用を工夫する。
料理は余分に作らず、残さず食べる。
食品の消費・賞味期限に気を付ける。
家庭、地域で生ごみ堆肥化などの取り組みを行う。

排出の段階での工夫

排出の段階では、地域のバザーやフリーマーケットを利用したり、集団回収などを積極的に活用する。また、市町村の収集に出す場合には、分別ルールを守り、生ごみは徹底的に水切りをする。

ごみとならないように、きちんと分別し、資源の有効活用に努めることが必要である。

分別ルールを守って、資源物化に努力する。
リターナブルびんは、販売店で回収してもらう。
集団回収や資源回収を実施したり、協力する。
バザーやフリーマーケットを開催したり、利用する。

その他

エコマーク商品などの環境に配慮した商品を出るだけ利用する。また、環境家計簿等の活用によって、家庭内の無駄をチェックする。

環境に関する意識を高めるため、講習会や行事に積極的に参加するとともに、行政と協働しながら取り組む。

(2) 事業者の役割

事業活動に伴って発生する廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理されなければならない。そのため、事業者は廃棄物の発生実態を的確に把握し、製造工程や流通過程での発生抑制、排出抑制に積極的に取り組むことが必要である。

また、その処理を委託している場合には、適正処理が行われているか確認する必要がある。

環境に配慮した製品の製造、販売

製品等の製造からリサイクル、廃棄までの一連の環境負荷を低減する等、製品の素材や形状の工夫、梱包の簡素化など、便益性志向から環境に配慮した志向への転換を図る。

排出抑制、資源化の取り組み

使い捨て商品の使用を減らしていくとともに、徹底した分別と資源化に努める。

また、販売業者は、販売した商品に伴う容器類などは、出来るだけ自らが回収する

努力を行う。製造業者は、脱水、乾燥などの中間処理により、出来るだけ減量化に努める。

その他

従業員に対して、廃棄物の発生抑制や環境保全に関する法制度等の啓発を行う。

また、再生紙などのリサイクル商品を積極的に利用するとともに、環境マネジメントシステム（ISO14000シリーズ等）の導入を行う。

(3) 行政の役割

住民、事業者と連携、協力しながら廃棄物の発生抑制や排出抑制、資源化について各種施策を実施するとともに、そのシステムづくりに取り組む。また、そのための支援を行う。

不適正処理である不法投棄については、関係機関と連携を密にし、発生防止に努めるとともに、住民、事業者に対して啓発活動を行う。

環境教育の充実、啓発活動の実施

関係機関と協議し、次世代を担う子供達に環境教育を継続的に行う。

また、住民に処理施設の見学会など、環境に関する行事やイベントを実施し、住民、事業者に対する環境啓発の充実を図る。

システムづくりと支援

住民主導によるごみ減量推進活動団体の組織化を図り、協働するとともに、住民や団体のごみ減量化、資源化への取り組みを支援する。

また、リサイクル協力店認定制度などの施策を実施する。

情報等の提供

発生抑制や排出抑制、資源化についての有効な情報を提供する。

廃棄物行政に関する情報の積極的な公開を行う。

行政機関が自ら実践

各市町村が廃棄物処理計画を策定し、減量化、資源化に取り組むとともに、ISO14000シリーズの取得を目指す。

エコマーク製品などの環境に配慮した製品や和歌山県認定リサイクル製品を率先して活用する。

給食センターなど生ごみを多量に排出する機関は、有効活用に取り組む。

また、各組織にごみ減量担当者を選任し、減量化、資源化の徹底を図り、職員の環境教育を積極的に行う。

公共工事においては、再生資材を積極的に活用するとともに、発生抑制、資源化を図るように努める。

廃棄物関連法の見直しや整備

国等に対して、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法の見直し、デポジット制度導入に向けた法整備を求めていく。

2. 地域内での資源化品目の統一

市町村により、資源化する品目や分別収集方法がまちまちであり、格差が大きい。

そこで、資源化する品目を地域内で統一し、市町村間相互やりサイクル業者との連携を図りながら、地域全体で効率的な資源化の拡大に取り組む。

(1) 資源化する品目の統一基準

資源化を効率的に実施するためには、確実かつ安定的に資源化できるルートを確保することが必要である。

このため、容器包装リサイクル法等を活用するとともに、既存の地域内リサイクルシステムを最大限に活用できる品目を統一基準の目安とする。

なお、統一基準はあくまで目安であり、それ以外の品目については、各市町村の判断により拡大し、資源化の推進を目指す。また、収集方法など具体的な点については、個別市町村の判断に委ねるものとする。

[資源化する品目の統一基準]

種 別	資源化に取り組む品目			
紙 類	新聞紙	雑 誌	段ボール	紙パック
プラスチック類	ペットボトル	白色トレイ	容器包装プラスチック	
ガラス類	無色びん	茶色びん	その他色びん	リターナルびん
金属類	スチール缶	アルミ缶	その他金属類	
粗大ごみ	金属製			

市町村の資源化取り組み状況（平成 14 年度末）

（市町村数）

紙 類	新聞紙	雑誌	段ボール	紙パック
	16	15	18	9
プラスチック類	ペットボトル	白色トレイ	容器包装プラスチック	
	11	5	1	
ガラス類	無色びん	茶色びん	その他色びん	リターナルびん
	23	23	23	20
金属類	スチール缶	アルミ缶	その他金属類	
	24	25	23	
粗大ごみ	金属製			
	6			

(2) 効果的なシステム作りと役割

住民の役割

「資源ごみ」ではなく、資源物であるという意識を徹底し、市町村が実施する分別基準や資源物を出す時のルールを守る。

[資源物を出す時の例]

- ・紙類を出す時は、ビニールなどの混入物を除き、紙紐で縛る。
- ・ペットボトル、空きびん、空き缶、牛乳パック、白色トレイは、水で洗う。

事業者の役割

事業系廃棄物についても「統一基準」を遵守し、分別に努める。資源化が可能なものは、地域内のリサイクル業者を活用し、資源化に努める。

また、販売店は資源化品目の店頭回収などに積極的に取り組む。

リサイクル業者の役割

地域の要請を踏まえ、自らの選別能力を強化してリサイクルを拡大する。

また、リサイクルの現状を住民により理解してもらうため、施設の見学会などを実施する。

行政の役割

県は、地域全体の足並みを揃えるために、市町村間の調整を行う。

資源物の回収量が少ない市町村は、周辺市町村と連携してリサイクル業者への安定供給を図る。なお、収集、運搬システムの導入については、周辺市町村やリサイクル業者と連携し、効率的な方法で行うこととする。

また、住民等が行っている資源化について、支援策を検討するとともに、住民又は事業者相互が連携して意見交換会を行えるような環境づくりを行う。

(3) 「統一基準」以外の品目の資源化推進

生ごみ

生ごみは、ごみの約6割を占めていると言われており、その減量化、資源化への取り組みは重要である。しかし、地域内で統一的に資源化を行うことは、収集体制や資源化物の用途等の問題から「統一基準」の品目には、加えていない。

生ごみの資源化については、地域の実態に即した多様な方法で、再利用や資源化など出来ることから始め、住民主体の取り組みのもと、市町村がそれぞれの地域内の状況に応じ、推進することとする。また、その活動を広める啓発活動も必要である。

なお、生ごみの堆肥化については、地域の農業や林業と連携した成功事例が報告されており、単なる廃棄物の適正処理対策という視点でなく、地域づくりや地域活性化

の一環としての発想が重要である。

また、生ごみだけでなく、地域内で発生する食料品加工残渣などの有機性廃棄物の資源化についても、排出事業者やリサイクル関連業者、研究機関などと連携を図りながら検討していく必要がある。

その他の資源物

布や廃食用油などの「統一基準」以外の品目については、各市町村において、確実かつ安定的な資源化ルートが確保できれば、積極的に活用するとともに資源化の拡大を図る。

処理が困難な廃棄物

蛍光灯や乾電池などいわゆる有害ごみについては、回収に努めることとし、既存の処理システムを活用して適正に処理する。

また、園芸用の農薬容器、塗料缶、家庭で使用した医療系廃棄物等、市町村のごみ処理施設での処理が困難な廃棄物については、販売店等、製品を提供する事業者による引取を基本とし、行政は、住民と事業者の間で円滑な引取がなされるよう必要な働きかけを行う。

3. ごみ処理の有料化を広域的に実施

ごみ処理の有料化には、不法投棄の増加等が懸念されるが、ごみの排出抑制効果、リサイクル意識の醸成等、啓発効果が期待される。

よって当地域では、基本的に地域内すべての市町村がごみ処理費用の有料化を実施することとするが、その手法については個別市町村の判断に委ねる。

(1) 有料化の方式

有料化には、以下のように大きく分けて3つの方式があるが、導入に当たっては、個別市町村ごとに住民の意見等を十分に踏まえながら、地域の実情に適した方式を検討、実施するものとする。

有料化の方法	内 容
単純従量制	重量または容量に応じて、料金が生じる方法（指定袋等）
基準超過従量制	ある一定量（袋の枚数等）を超えた場合に料金が生じる方法
定額制	月極めや特定の廃棄物に対して料金が生じる方法（粗大ごみ等）

紀南地域における有料化の状況（平成14年度末）

（市町村数）

有料化の状況		収集ごみ		持 込		
		生活系	事業系	生活系		事業系
				（一般家庭）	（粗大）	
有 料	単純従量制	16	9	15	19	23
	基準超過従量制	1	0	0	0	0
	定額制	0	1	10	0	0
無 料		10	-	2	7	4
受入無し		0	17	0	1	0
合 計		27	27	27	27	27

(2) 料金の設定

各市町村間でごみ処理料金に格差がある場合、無料あるいは低料金の地域へごみが流動する可能性がある。また、排出者負担の公平性を保つためにも、料金格差をなくすことが望ましい。

したがって、最終的には各市町村の判断に委ねることとするが、出来るだけ格差をなくすように努める。

(3) 有料化の円滑な実施

有料化による排出抑制効果の公表

有料化を実施する際には、ごみ処理経費の状況など、住民や事業者の排出者に対して周知を図り、その効果を公表する。

有料化に伴い得られた財源の活用

有料化に伴い得られる財源（収入）は、基金などを創設し、排出抑制を行った住民や団体、事業者などに対する表彰や教育・福祉施設の整備、環境保全活動に活用する等、目に見える形で地域に還元することを基本とする。

4. 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化

事業活動に伴って発生する廃棄物は、本来、事業者自らが責任を持って適正に処理すべきものであるが、中小事業者の多い当地域では、区分されないまま生活系廃棄物として処理されている事例が見られる。

このため、事業系廃棄物の発生抑制や排出抑制、資源化を推進するため、事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化することが必要である。

(1) 事業者の役割

事業系廃棄物の減量化及び資源化に努め、自らの責任において適正に処理する。自ら適正に処理できない廃棄物を処理業者に委託する場合は、法令等に基づく委託基準を遵守し、さらに適正に処理されていることの確認を行う。

特に、事業系一般廃棄物を市町村処理に委ねる場合には、分別を徹底し、生活系廃棄物との区分を明確にし、相応の費用負担をした上で排出することとする。

(2) 行政の役割

事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を指導するパンフレット等を作成し、啓発活動を行う。また、産業界と連携し、事業者に対して講習会などを行うなど、啓発活動に努める。

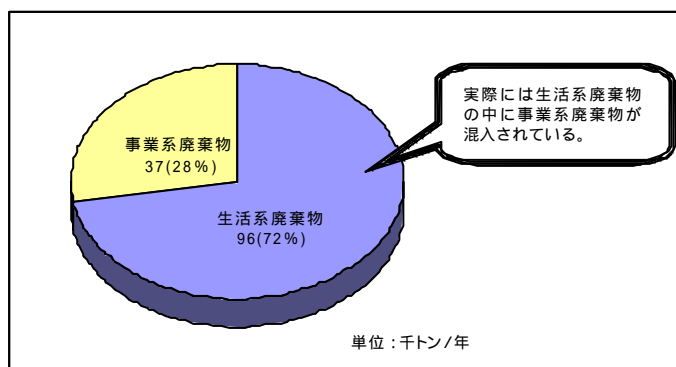
市町村は、廃棄物処理計画などにより、生活系廃棄物と事業系一般廃棄物の収集体制について検討する。なお、事業系一般廃棄物を受け入れる場合には、排出者責任を明確にするため、生活系廃棄物とは別に適正な処理料金を設定する。

[新宮市の例]

事業系一般廃棄物を排出する場合、事業者は直接市の処理施設へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する。なお、少量の場合は、事業系一般廃棄物用の指定袋を購入して、事業所の前に搬出しなければならない。

このように、住民と事業者とに分けて排出させることは、生活系廃棄物と事業系一般廃棄物を明確に分ける一つの方法である。

生活系廃棄物と事業系廃棄物の排出割合の状況



5 . 中間処理施設の活用・確保

発生抑制、排出抑制を徹底したうえで、なお排出される廃棄物については、中間処理施設による減量化、資源化を徹底し、最終処分量を減らす必要がある。

中間処理施設の活用・確保については、廃棄物の種類に応じ、その環境負荷や安定性、経済的合理性等を勘案し、地域内の既存施設の活用を徹底、県外処理の継続、地域内での施設整備、という三つの考え方を基本に推進することとする。

(1) 生活系廃棄物の中間処理施設

市町村設置の焼却施設が 11 施設、RDF 化施設が 1 施設あるが、一部の施設を除き、老朽化が進んでいる上に規模が小さい。一般廃棄物については、地域内での処理を完結させることが基本であるため、既存施設の活用と地域内での施設整備を進める必要がある。

資源化施設

地域内の資源化システムの多くは、分別収集までを各市町村が実施し、それ以降の資源化は、民間の資源化業者において実施されている。今後もこのルートを活用することを基本とし、新たに施設整備を行う場合でも既存のリサイクル業者との連携も考慮する。

なお、資源化施設の整備に当たっては、なるべく市町村間で連携して整備を進めることが望ましいが、生ごみ堆肥化施設等、広域的な処理が困難と考えられる廃棄物については、個別市町村での対応を検討する。

焼却施設

和歌山県ごみ処理広域化計画に基づき、市町村が施設の集約化を目指すこととするが、既存施設の耐用年数等が異なっていることから、広域処理施設が出来るまでの間は、余力のある既存施設での共同処理を行う等により対応することとする。

なお、市町村が連携して整備する広域処理施設については、最終処分量を最少化できるシステムが望ましい。また、地域の地場産業等から排出される事業系廃棄物についても、地域産業の育成、保護という観点から見れば、処理の対象とすることが望ましいと考えるが、ただし、その場合は、事業者が減量化、資源化努力を徹底している場合に限るべきであり、相応の費用負担を求める必要がある。

和歌山県ごみ処理広域化計画（紀南地域関係抜粋）

	現行の処理形態 (処理能力/稼働年月)	計画期間内の処理形態									将来の処理形態 21年～
		平11	12	13	14	15	16	17	18	19	
御坊広域	御坊周辺広域市町村圏組合 98t H104	→ 継続使用 →									→ 継続使用 →
田辺広域	南部町南部川村環境衛生 施設事務組合 20t	↑ H8改造 ↓									→ ごみ処理 施設 →
	龍神村	↑ ↓									
	田辺市 100t H84	↓									
	白浜町 58t H74	↓									
	上富田町大塔村中辺路町 清掃施設組合 22t S516	→ 改造 ↓									
	日置川町 12t H28	→ 改造 ↓									
	すさみ町 13t S524	→ 改造 ↓									
新宮広域	新宮市 30t S418	↓									→ ごみ処理 施設 →
	新宮市 15t S503	↓									
	太地町 14t S534	→ RDF化 施設 ↓									
	串本町 35t S502	↓									
	古座町 12t S504	↓									
	古座川町 5t S487	↓									
	那智勝浦町 50t H34	→ 改造 ↓									
熊野川地域広域組合 11t H86	→ 改造 ↓ H11改造										

は、新設又は改造した施設の使用年月を示している。

(2) 事業系廃棄物の中間処理施設

地域内のリサイクル業者にヒアリングしたところ、資源化余力はまだ十分にあり、今後も事業の継続が可能との回答を得ている。

まず、地域内の既存施設の活用を徹底することとするが、地域内での処理が困難なため、地域外で資源化又は無害化処理が行われているものについては、現行の処理を継続する。

なお、将来的に地域内処理が望まれるものについては、排出事業者、産業界、行政が連携して検討することとする。

地域内の減量化・資源化施設の活用推進

処理業界及び行政は、リサイクルに関する情報を積極的に公表し、リサイクルを促進する。

排出頻度が少ない、発生量が少ない等の理由で、資源化が難しい廃棄物については、排出事業者、産業界、処理業者と行政が連携して収集体制の構築等に取り組む。

また、行政は地域内の事業者による減量化、資源化に寄与する取り組みを、環境ビジネス（産業育成、雇用創出）育成の機会と捉え、必要に応じ支援施策の検討を行う。

地域内事業系廃棄物中間処理施設の状況

処理の種類	施設数
汚泥脱水施設	2
焼却施設	5
廃プラスチック破砕施設	4
廃プラスチック溶融施設	2
発酵施設	6
木くず・がれき類の破砕施設	22
木くず・がれき類以外破砕施設	5
木くず炭化施設	2
その他中間処理施設	5

地域外の処理技術の活用継続対策

地域外で減量化、資源化されているものについても、行政が関係機関と連携して情報提供を行い、一層の減量化、資源化を進める。

地域内で発生し、県外で処理が行われているものは、種類に応じて処理ルートが形成されている。排出事業者は、委託先の処理技術や処理状況の確認を行うことが必要である。また、産業界もリサイクル関係情報の収集に努め、適正処理のための委託先を確保する。

地域内での中間処理施設の確保

本地域の特徴的な廃棄物である梅加工残渣については、地域内での減量化、資源化を推進するため、業界が主体となって減量化、資源化施設の確保を検討することとする。

なお、有機性汚泥、無機性汚泥等は、一定の中間処理（中和・脱水処理、焼却処理等）後、建設資材等へのリサイクルが可能となるものもあるため、排出事業者・産業界、処理業界が連携して、必要な処理施設を確保する。

6. 最終処分場の確保

発生抑制、排出抑制を徹底し、残った廃棄物について中間処理施設による減量化、資源化を進めるためには、処理残渣（リサイクル不適物）を適正に処分する必要がある。

しかしながら、地域内には最終処分場が不足しており、地域外に依存している状況にあることから、関係者が連携して地域内での確保を目指すこととする。

(1) 地域の状況

現在、地域内には事業系廃棄物の処理残渣を処分できる最終処分場は、設置されておらず、生活系廃棄物についても一部の市町村を除き、県外処分に依存している。

しかし、全国的な最終処分場の不足という状況の下、今後も安定的に処分が可能かどうかは非常に不透明である。

紀南地域における資源循環型社会システムの構築を進めるためには、減量化、資源化処理残渣を適正にかつ安定的に処理するための最終処分場を、地域内に確保するべきである。

一般廃棄物最終処分の状況（平成13年度実績）

	処分場設置の有無と種類	H13最終 処分量 (m ³)	H13最終 処分量		依存率
			自区域内 処理	県外処理	
御坊周辺広域市町村圏組合	管理型処分場	1,809	1,809		
田辺市	管理型処分場	6,810	6,810		
龍神村	安定型処分場	383	259	124	32%
南部川村、南部町	安定型処分場	652	224	428	66%
白浜町	管理型処分場	1,449	1,449		
中辺路町	安定型処分場	256	180	76	30%
大塔町		137	0	137	100%
上富田町	管理型処分場	1,442	920	522	36%
すさみ町日置川町衛生施設組合	管理型処分場	928	928		
新宮市		2,347	0	2,347	100%
串本町	安定型処分場	2,754	2,614	140	5%
那智勝浦町		1,131	0	1,131	100%
太地町		53	0	53	100%
古座町		289	0	289	100%
古座川町	安定型処分場	113	3	110	97%
熊野町、本宮町、北山村		259	0	259	100%

(2) 地域内に確保する必要がある最終処分場のあるべき姿

最終処分場は、地域内の廃棄物の発生処理状況を勘案し、事業系廃棄物、生活系廃棄物を併せて処分できる「併せ処理」を前提とする。

処分の対象とする廃棄物

中間処理に伴い発生する処理残渣（選別、圧縮、破碎、脱水、焼却等による残渣）とするべきである。

施設整備及び維持管理について

経営の安定性、信頼性等を勘案し、排出事業者責任を有する事業者、生活系廃棄物の処理主体である市町村が中心となり、それに県が一体的に関与する公共関与型が望ましい。

なお、施設整備の適地検討については、住民意見の反映に努めるとともに、情報公開を徹底するべきである。

処分料金の設定

処分料金を設定する際には、既存の資源化システムを阻害しないようにする。

第4章 進捗管理・情報交流体制

適正処理のための「6つの具体的な取り組み」を地域が一体となって着実かつ効果的に実施していくには、成果を検証し、必要に応じて取り組み内容を修正する等の進捗管理が重要である。さらに得られた成果については広く公表する等、普及啓発を目的とした情報発信も重要である。

このため、住民、事業者、行政で構成する推進体制の整備を行うこととする。

1. 推進体制

取り組みについては、市町村単位、または地域全体で実施すべきものがあることから、進捗管理についても市町村単位、地域全体に区分して行う必要がある。

(1) 市町村単位の体制

ごみの分別収集方法やごみ減量目標等を検討し、行政と協働する住民、事業者参加のごみ減量推進協議会等を設置する。

(2) 地区ブロックの体制

具体的な取り組みを進める上で、和歌山県ごみ処理広域化計画に基づき、ブロックごとに設置している行政担当会議を活用し、情報交換を行う。

(3) 地域全体の体制

地域内での確保を目指す最終処分場を整備・運営する事業主体が、統一した減量化、資源化の取り組みを目指すため、地域全体の取り組みを推進し、進捗状況を管理するとともに、普及啓発を目的とした情報発信を行う。

2. 最終処分場を整備・運営する事業主体の機能について

最終処分場を整備・運営する事業主体は、地域における廃棄物の発生抑制、資源化、減量化をソフト面で推進するため、進捗管理、啓発・宣伝活動及び教育、情報交流の3つの機能を持たせることが望ましい。

(1) 進捗管理

排出抑制、資源化等地域全体での取り組み目標を定め、各市町村の取り組み状況の公表と廃棄物処理に係る情報の公開を行う。また、地域内処理施設の定期的な状況の把握を行う。

地域において、適正処理を推進し、実践的な減量化、資源化の取り組みを行っている住民、団体、事業者等を顕彰する。

(2) 啓発・宣伝活動及び教育

市町村と連携し、環境に関する行事、イベント、講習会などを開催することにより、

住民、事業者に環境保全意識の醸成を行う。また、報道関係機関とも連携し、環境保全に関する啓発・宣伝活動を行う。

地域の一体性を保ち、この先駆的な取り組みを継続させるために、統一行動の日を創設し、地域の活動等の報告や発表の場を設け、情報交換を行う。

(3) 情報交流

他地域で行われている減量化、資源化に関する先進的な情報を提供する。なお、情報提供に当たっては、IT関連技術を駆使するなど効率的な運営を図る。

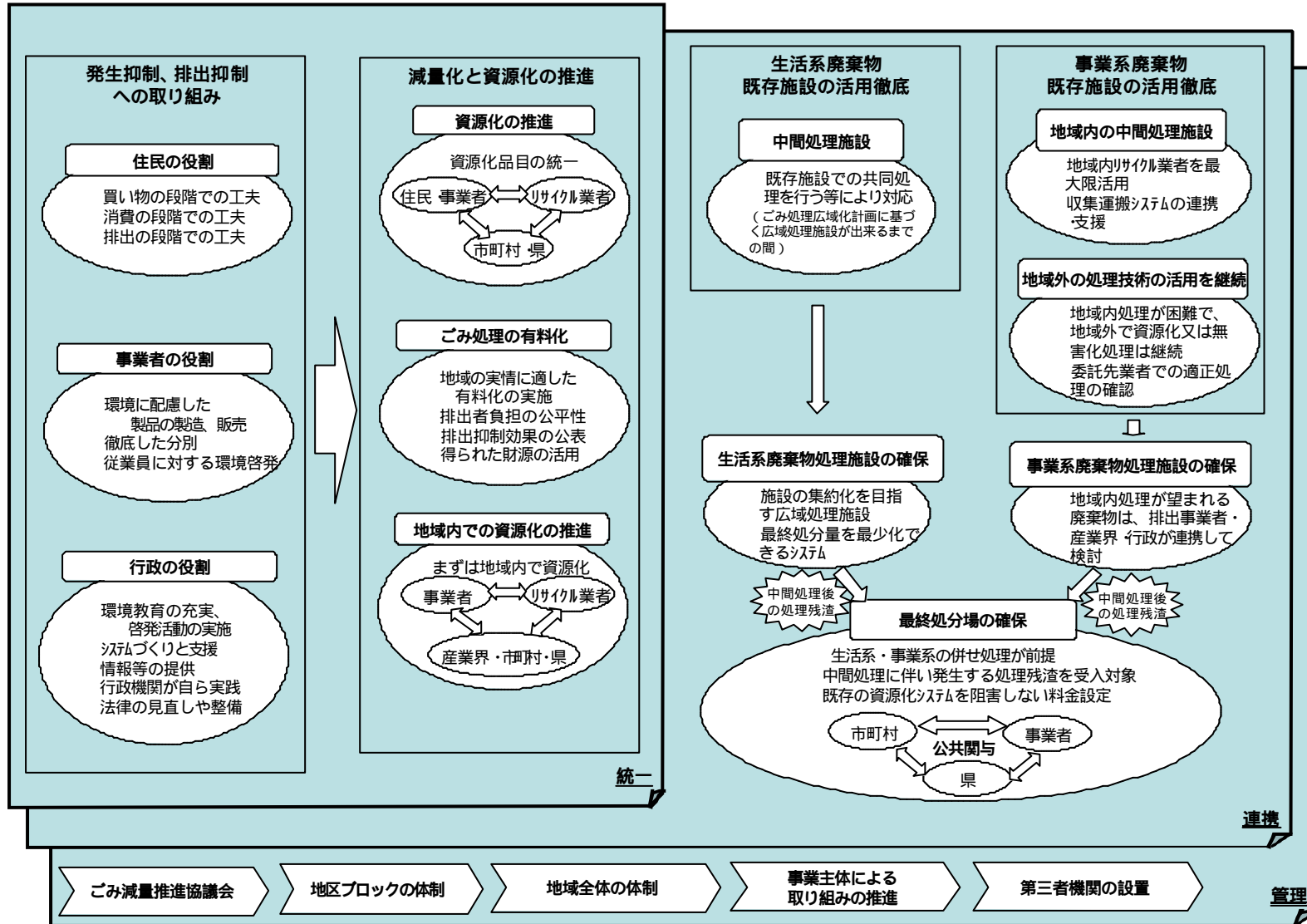
3. 第三者機関の設置

地域全体の統一した取り組みを推進するため、進捗状況に関する管理や提言を行う第三者機関の設置が、将来的に必要である。

なお、その構成は地域の住民、産業界、行政及び学識経験者が想定されるが、対象地域、対象施設等、目的に応じて柔軟に対応することが望ましい。

紀南地域における廃棄物処理のイメージ

将来的に以下に示すような生活系廃棄物、事業系廃棄物の処理が一体となった体制の構築を目指すものとする。



參考資料

資料 - 1 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会設立の経緯

1. 紀南地域廃棄物処理促進協議会の設立

(1) 設立の目的

安全で快適な地域社会の形成を目指し、豊かな緑と水に恵まれた紀南地方を後世に継承するため、廃棄物の適正な処理に関する事項を、公共関与の必要性を含めて広域的な見地から検討するための協議組織（紀南地域廃棄物処理促進協議会）が平成14年11月29日に設立されました。

(2) 組織及び事業概要

ア．名称：紀南地域廃棄物処理促進協議会

イ．区域：御坊市・日高郡、田辺市・西牟婁郡、新宮市・東牟婁郡

ウ．事業

廃棄物の種類及び排出量の実態調査並びに課題の把握

課題への対応方策の検討

課題への対応に必要な施設適地の検討

上記施設整備に係る事業主体及び事業費負担割合の検討

上記の各事業に付随すること

2. 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会の設置

(1) 設置の目的

紀南地域廃棄物処理促進協議会が紀南地域における廃棄物の適正な処理のあり方について、情報公開と住民参加による開かれた検討を行うことを目的とし、「紀南地域廃棄物適正処理検討委員会」が平成15年4月24日に協議会の諮問機関として設置されました。

(2) 委員会の構成

紀南地域に在住又は勤務されている方で、公募により参加された公募委員9名に学識経験者6名を加えた計15名で構成されています。

(3) 会議の公開

委員会の会議は原則公開で、傍聴は可能です。

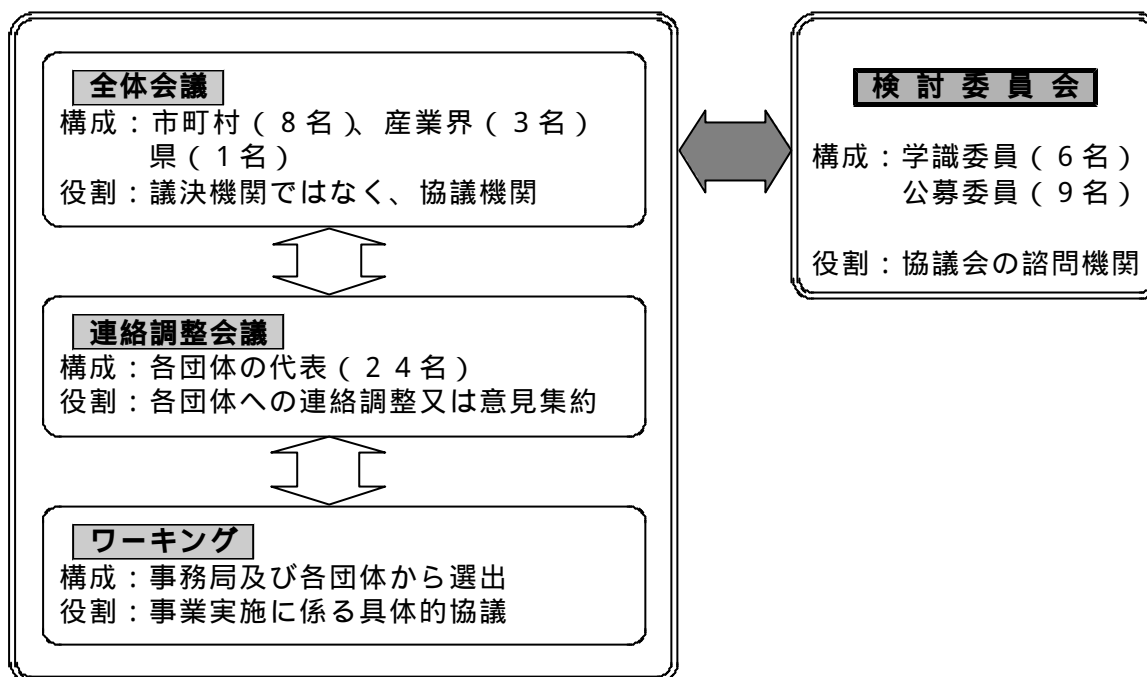
(4) 住民参加

インターネット等により検討委員会の内容を紹介するとともに、必要と思われる段階で報告会を開催し、住民の皆さんのご意見をお聞きします。

協議会ホームページ <http://www.aikis.or.jp/~kinan-hk/>

資料 - 2 紀南地域廃棄物処理促進協議会の組織の概要

1. 組織図



2. 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会委員名簿

（敬称略：50音順）

氏名	所属・職業等
井伊 博行	和歌山大学システム工学部教授
緒方 順子	介護担当職員
小野 正治	自営業
柏崎 幸雄	公民館長
金子 泰純	和歌山大学システム工学部助教授
近藤 信子	主婦
佐々木 香徳	行政書士
清水 和子	町議会議員、農業
須川 頼一	無職
西野 稔治	旅館経営
橋本 卓爾	和歌山大学経済学部教授
森 正一	アクセサリーインストラクター
森口 佳樹	和歌山大学経済学部助教授
山本 甫	（財）大阪市環境事業協会常務理事
寄本 勝美	早稲田大学政治経済学部教授

委員長、副委員長

資料 - 3 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会開催状況

委員会開催	検 討 内 容
第 1 回 (H15. 4.24) 和歌山市	概要説明 和歌山県における廃棄物の現状と課題及び将来目標 今後の検討の進め方と検討内容
第 2 回 (H15. 5.10) 田辺市	一般廃棄物の現状と課題（その 1） 紀南地域における廃棄物の排出・処理の現状と課題
第 3 回 (H15. 6. 7) 田辺市	一般廃棄物の現状と課題（その 2） 第 2 回検討委員会の整理と補足資料の説明 産業廃棄物の現状と課題（その 1） 紀南地域における廃棄物（産廃）の排出・処理の現状と課題
第 4 回 (H15. 7. 5) 田辺市	産業廃棄物の現状と課題（その 2） 紀南地域の産業廃棄物に係る実態と課題（その 1）
第 5 回 (H15. 9.20) 田辺市	産業廃棄物の現状と課題（その 3） 紀南地域の産業廃棄物に係る実態と課題（その 2）
第 6 回 (H15.10.18) 新宮市	適正処理推進方策（その 1） 産業廃棄物の減量化・資源化推進方策 一般廃棄物の排出抑制・資源化推進方策
第 7 回 (H15.11.22) 田辺市	適正処理推進方策（その 2） 具体的取り組み - 地域内での分別品目の統一 具体的取り組み - ごみ処理の有料化を広域的に実施
第 8 回 (H15.12.13) 田辺市	適正処理推進方策（中間報告案） 具体的取り組み - 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化 具体的取り組み - 取り組みの進捗管理・情報発信体制の整備 適正処理推進のための基本方針
第 9 回 (H16. 1.31) 御坊市	適正処理推進方針（中間報告） 住民意見の反映及び説明会の開催状況 中間報告の見直し
第 10 回 (H16. 2.28) 田辺市	適正処理推進方針（案）

資料 - 4 適正処理方針の対象地域

紀南地域 - 御坊市、田辺市、新宮市、日高郡（美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村、印南町、龍神村、南部川村、南部町）、西牟婁郡（白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町、串本町）、東牟婁郡（那智勝浦町、太地町、古座町、古座川町、熊野川町、本宮町、北山村）の3市24町村を対象地域としている。

